

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 3 月 15 日 (金) 号外第 22 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (18) (住まいまちづくり課) 4
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	(19) (空港港湾課) 7
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	(20) (病院局総務課) 8
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (21) (〃) 9

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

がけ付近における建築物の建築の認定手続等について、手続の重複を解消するなどにより建築主の負担を軽減するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる場合においては、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可を不要とする。

ア 建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われている場合

イ 建築物を建築基準法施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当することにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合

(2) 次に掲げる場合においては、がけ付近における建築物の建築の認定を不要とする。

ア 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が施工されている場合

イ 建築物を建築基準法施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当する場合

(3) 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可は、特定行政庁が行うこととする。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。

イ 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例について、(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公共施設等運営権の設定を受けた事業者（以下「運営権者」という。）の運営の安定性、継続性及び透明性を確保するため、その事業の実施状況及び経営状況を鳥取県議会（以下「県議会」という。）に報告する制度を導入する。

2 条例の概要

(1) 知事は、運営権者について、毎年度、その事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを県議会に報告するものとする。

(2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立中央病院における診療体制の専門化等を図るため、病院で標榜する診療科名を見直す。

2 条例の概要

(1) 県立中央病院で標榜する診療科名に腎臓内科を加える。

(2) 県立中央病院で標榜する診療科名のうち、神経内科を脳神経内科に改める。

(3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立病院の診療機能の充実強化を図るため、医療技術員等の増員等を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の定数を1,296人（現行 1,285人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成31年 4月 1日とする。

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>においては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。以下同じ。）の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われている場合</u></p> <p>(2) <u>建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当することにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合</u></p> <p>(3) <u>その他特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合</u></p> <p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。</u></p>	<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、<u>知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合</u>においては、この限りでない。</p> <p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。<u>ただし、特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の</u></p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が施工されている場合</p> <p>(2) 建築物を建築基準法施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当する場合</p> <p>(3) その他特定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認定した場合</p>	<p>状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

2 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>略</p>	略		<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>略</p>	略	
略													
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>略</p>												
略													
略													
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>略</p>												
略													

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に行った改正前の鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の許可又は同条例第4条ただし書の認定の申請に係る建築物の建築については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第23条 略 (議会への報告)	第23条 略
<u>第24条 知事は、運営権者について、毎年度、その事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを鳥取県議会に報告しなければならない。</u>	
(規則への委任)	(規則への委任)
第25条 略	第24条 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 略				第2条 略			
2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別及び病床数	名称	位置	診療科名	病床の種別及び病床数
鳥取 県立 中央 病院	鳥取 市	内科 <u>脳神経内科</u> 心臓内科 呼吸器内科	一般病床 504床	鳥取 県立 中央 病院	鳥取 市	内科 <u>神経内科</u> 心臓内科 呼吸器内科 消化器内科 血液内科	一般病床 504床
		腎臓内科 糖尿病・内分泌・代謝内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸器・乳腺・内分泌外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科	結核病床 10床 感染症病床 4床			消化器内科 血液内科 糖尿病・内分泌・代謝内科 腫瘍内科 外科 呼吸器・乳腺・内分泌外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科	
略				略			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,296人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,285人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。